



大田区議会議員選挙・ 大田区長選挙



「選挙の
めいすいくん」

投票
日時

4月21日

午前7時～午後8時



投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成13年4月22日以前に生まれた方
- ②大田区の選挙人名簿に登録されていること（大田区に住民登録の届出をした日から平成31年4月13日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること）

住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居 大田区内で住所異動した方

平成31年4月2日以前に転居届を出した方の投票所は新住所地です。

平成31年4月3日以降に転居届を出した方、これから出す方の投票所は前住所地です。

転入 他自治体から大田区に転入した方

平成31年1月13日以前に大田区に転入届を出された方が投票できます。

転出 大田区外へ転出した方

投票所入場整理券が届いても、投票する日より前に大田区外へ転出された場合は投票できません。

投票の順序と投票方法

投票所では、次の順序で投票を行うことになります。

投票記載台には、候補者の氏名等を掲示しますので、よく確かめてお書きください。

1 名簿対照係

本人であることを確認します。名簿との照合を受けてください。

2 用紙交付係 (大田区議会議員選挙)

「薄いオレンジ色」の投票用紙を受け取ります。

3 投票記載台

1人の候補者名を記入して投票箱に入れてください。

4 用紙交付係 (大田区長選挙)

「白色」の投票用紙を受け取ります。

5 投票記載台

1人の候補者名を記入して投票箱に入れてください。

投票所入場整理券は世帯ごとに封書で郵送します

投票所入場整理券は、世帯全員分を1つの封筒に入れ、4月14日頃に届くように郵送します。開封して住所、氏名、投票所を確認のうえ、投票の際はご自分の投票所入場整理券をお持ちください。

投票所入場整理券が投票日までに届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所でその旨を係員にお伝えください。選挙人名簿への登録の有無は、大田区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

誰もが投票しやすい
環境を用意しています

段差がある投票所にはスロープを設置しています。

また、すべての投票所に車椅子用投票記載台を設置しています。そのほか、車椅子・点字器・老眼鏡・ルーペ・文鎮・投票用紙すべり止めシート、筆談ボードなどもご用意しています。詳細は投票所の係員におたずねください。

投票所では

投票所では静かな環境を保つようご協力をお願いします。投票所内の混雑を避け、投票の秘密や自由公正の保持のために必要と判断した場合は、入場を制限することがあります。

投票所内には、選挙人とその同伴する子ども(18歳未満)、投票事務従事者、投票所を監視する職権を有する者、警察官でなければ入ることができません。ただし選挙人を介護する方など、選挙人と共に投票所に入ることについてやむをえない事情があるときは、入場が認められる場合があります。

なお、ペットを連れての入場はお断りする場合がありますのでご了承ください。

期日前投票・不在者投票のご案内

期日前投票

◆投票日当日、次の理由などで投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。

- ①仕事や旅行の予定がある
- ②入院や出産などの予定があるため、外出ができない

◆投票所入場整理券をお持ちの場合は、裏面に必要事項を記入のうえ、右の期日前投票所にお持ちください。お持ちでない場合は、期日前投票所に用意してある「投票用紙請求書」に必要事項を記入していただきます。

期日前投票所	期日前投票期間
区役所本庁舎2階(蒲田5-13-14)	4月15日(月)～4月20日(土) 午前8時30分～午後8時
特別出張所 ※区内の特別出張所なら、どこでも投票できます。	

※田園調布特別出張所は投票所が2階で、エレベーターがありません。
※羽田特別出張所と蒲田西特別出張所は移転しました。詳細は投票所入場整理券に同封されているチラシや区のHPでご確認ください。

大田区外で不在者投票をする方

投票所入場整理券をお持ちの方は裏面に、お持ちでない方は「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して、大田区選挙管理委員会事務局(〒144-8621 大田区役所)に持参か郵送で投票用紙を請求してください。(「不在者投票宣誓書兼請求書」は、区のHPから取り出せます。また、お電話いただければFAXや郵送でもお送りします。)

また、必要事項(選挙名、住所、氏名、生年月日、性別、不在者投票の理由、送付先、電話番号)を記入して、封書やはがきをお送りいただいても投票用紙を請求できます。投票用紙は、4月14日(告示日)以降に郵送しますので、4月15日(月)から4月20日(土)の間に滞在地の選挙管理委員会で投票してください。なお、投票時間などは滞在地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。各施設の担当者におたずねください。

郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、「郵便等投票証明書」をお持ちの方が、自宅などで投票できる制度です。「郵便等投票証明書」をお持ちの方には、「投票用紙等請求書」を郵送しますので、大田区選挙管理委員会事務局へ返送してください(4月17日(水)必着)。請求があった方には投票用紙を郵送します。

新たに「郵便等投票証明書」を希望される方は、至急、大田区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。ただし、身体障害者手帳などをお持ちの方で、右のいずれかの条件に該当し、自書できる方に限ります。

◆身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹、移動機能の障害(いずれか1つが1級か2級)
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害(いずれか1つが1級か3級)
- 免疫か肝臓の障害(1級から3級)

◆戦傷病者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹の障害(いずれか1つが特別項症、第1項症または第2項症)
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害(いずれか1つが特別項症、第1項症、第2項症または第3項症)

◆介護保険被保険者証をお持ちの方

- 要介護状態区分が要介護5
- ※ご不明な点は、大田区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

代理記載制度

上記の郵便等による不在者投票の条件に該当し、さらに身体障害者手帳に「上肢か視覚障害が1級」の記載がある場合か、戦傷病者手帳に「上肢か視覚障害が特別項症、第1項症または第2項症」の記載がある場合は、自書できない方に限り、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が、投票に関する記載を行うことができます。詳細は大田区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

代理投票と点字投票

体が不自由などの理由で文字が書けない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に候補者の氏名を記載します。投票の秘密は固く守ります。

また、投票所には点字で書かれた候補者氏名などの一覧表と点字器を備えていますので、点字による投票もできます。ご自分の点字器を使うこともできます。

詳細は投票所の係員におたずねください。

音声版

「選挙のお知らせ」

目の不自由な方のために、音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報を音声化し、デジ版で作成したもの)を用意しています。希望される方は、大田区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

選挙公報は新聞折り込みで

選挙公報は4月17日頃に、朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売の各新聞の朝刊に折り込んでお届けします。

また、区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いきいの家などの区施設、区内の新聞販売店、公衆浴場、ファミリーマートでも配布しますのでご利用ください。

無効票にしないために

投票用紙に記号や応援メッセージなどを書くと、無効となる場合があります。大切な一票を無効票にしないために、次のことにご注意ください。

①余分なことを記載しない

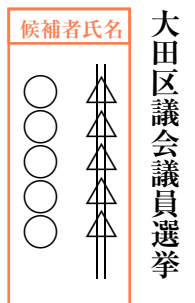
候補者の氏名を正しく書いていながら、余分なことを書いたために、無効票となってしまうことがあります。

②間違えて書いた場合は訂正する

間違えて書いたものを二本線で消して、横に正しいものを書いてください(右図参照)。

ご不明な点は投票所の係員におたずねください。

記載は正しくはっきりと



訂正例

開票は翌日開票です

日時▶4月22日(月)午前8時から 場所▶大森スポーツセンター(大森本町2-2-5)

大田区で投票できる方は、開票所の参観ができます。なお、投票状況や開票結果は、区のHPでお知らせします。

大森スポーツセンターは、4月21日から4月22日まで全施設の通常の利用と受付業務を中止します。中止期間中の抽選分の受付業務は4月23日(火)となります。受付業務などの施設利用については、問合先にお問い合わせください。

問合先 大森スポーツセンター ☎5763-1311